

各 位

会 社 名 株式会社雑貨屋ブルドッグ
代 表 者 名 代表取締役 久留米 唯人
(J A S D A Q ・ コード 3331)
問 合 せ 先 取 締 役 岩 藤 洋 一
連 絡 先 053 - 585 - 9001

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成18年10月30日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募 集 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 800,000株
- (2) 払 込 金 額 の 決 定 方 法 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、平成18年11月7日(火)から平成18年11月10日(金)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、三菱UFJ証券株式会社、東海東京証券株式会社、新光証券株式会社及び岡三証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格(募集価格)は日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格等決定日における株式会社ジャスダック証券取引所の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払 込 期 日 平成18年11月14日(火)から平成18年11月17日(金)までの間のいずれかの日。
ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 久留米 唯人に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）(下記<ご参考> 1. を参照のこと。)

- (1) 売 出 株 式 の 種類 及び 数 当社普通株式 100,000株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又はオーバ

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- ーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定される。
- (2) 売出人及び
売出株式数 野村證券株式会社 100,000株
- (3) 売出価格 未定(発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。)
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 売出価格、その他本売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 久留米 唯人に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行(下記<ご参考>1.を参照のこと。)

- (1) 募集株式の
種類及び数 当社普通株式 100,000株
- (2) 払込金額の
決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及
び資本準備金の額 増加する資本金の額は、1株につき上記(2)により決定される払込金額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、1株につき当該払込金額から当該増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び
割当株式数 野村證券株式会社 100,000株
- (5) 申込期間
(申込期日) 平成18年12月11日(月)から平成18年12月15日(金)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の翌営業日後の日とする。
- (6) 払込期日 平成18年12月12日(火)から平成18年12月18日(月)までの間のいずれかの日。ただし、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後の日とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 上記(5)記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 久留米 唯人に一任する。
- (10) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出しについて

上記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から100,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、100,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成18年10月30日(月)開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式100,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して30日目の日の2営業日後を払込期日(以下「第三者割当増資の払込期日」という。(注))として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から第三者割当増資の払込期日の5営業日前までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、借入れ株式の返却を目的として、株式会社ジャスダック証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

(注) 第三者割当増資の払込期日及びシンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成18年11月7日(火)の場合、第三者割当増資の払込期日は「平成18年12月12日(火)」、シンジケートカバー取引期間は「平成18年11月10日(金)から平成18年12月5日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成18年11月8日(水)の場合、第三者割当増資の払込期日は「平成18年12月12日(火)」、シンジケートカバー取引期間は「平成18年11月11日(土)から平成18年12月5日(火)までの間」

発行価格等決定日が平成18年11月9日(木)の場合、第三者割当増資の払込期日は「平成18年12月15日(金)」、シンジケートカバー取引期間は「平成18年11月14日(火)から平成18年12月8日(金)までの間」

発行価格等決定日が平成18年11月10日(金)の場合、第三者割当増資の払込期日は「平成18年12月18日(月)」、シンジケートカバー取引期間は「平成18年11月15日(水)から平成18年12月11日(月)までの間」

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,454,600株(平成18年10月27日現在)
公募増資による増加株式数	800,000株
公募増資後の発行済株式総数	10,254,600株
第三者割当増資による増加株式数	100,000株(注)
第三者割当増資後の発行済株式総数	10,354,600株(注)

(注) 上記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額上限2,440,450,000円については、1,220,000,000円を出店資金に、残額を出店準備及びこれに伴う経費と出店初期商品代金に充当する予定であります。

なお、平成18年10月30日現在、設備計画の内容については、以下のとおりとなっております。

重要な設備の新設

No	事業所名 (所在地)	設備の 内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		増床予 定面積 (㎡)
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
1	東山店 (兵庫県姫路市)	店舗	30,500	22,408	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	528
2	明石店 (兵庫県明石市)	店舗	40,500	28,093	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	627
3	坂東店 (茨城県坂東市)	店舗	69,130	5,348	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	825
4	松本村井店 (長野県松本市)	店舗	90,500	89,741	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	660
5	長岡川崎店 (新潟県長岡市)	店舗	30,500	14,844	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	330
6	御殿場店 (静岡県御殿場市)	店舗	40,500	30,496	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	660
7	福島南店 (福島県福島市)	店舗	30,500	1,950	増資資金	平成18年8月	平成18年9月	495
8	伊勢崎南店 (群馬県伊勢崎市)	店舗	30,500	3,900	増資資金	平成18年9月	平成18年10月	495
9	札幌北野店 (札幌市清田区)	店舗	30,500	1,500	増資資金	平成18年9月	平成18年10月	396
10	柏崎店 (新潟県柏崎市)	店舗	80,500	63,780	増資資金	平成18年9月	平成18年10月	495
11	会津若松店 (福島県会津若松市)	店舗	30,500	3,000	増資資金	平成18年9月	平成18年10月	495
12	旭川店 (北海道旭川市)	店舗	60,500	4,440	増資資金	平成18年9月	平成18年10月	990
13	豊岡店 (兵庫県豊岡市)	店舗	25,000	-	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	396
14	西新発田店 (新潟県新発田市)	店舗	30,500	15,000	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	660
15	佐伯店 (大分県佐伯市)	店舗	30,500	5,000	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	627
16	泡瀬店 (沖縄県沖縄市)	店舗	30,500	4,000	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	462
17	飛騨高山店 (岐阜県高山市)	店舗	25,000	1,650	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	330
18	岩見沢店 (北海道岩見沢市)	店舗	30,500	-	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	429

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

19	島田店 (静岡県島田市)	店舗	30,500	2,800	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	495
20	苫小牧店 (北海道苫小牧市)	店舗	30,500	-	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	561
21	水沢店 (岩手県奥州市)	店舗	30,500	-	増資資金	平成18年10月	平成18年11月	660
22~50	平成19年8月期 その他29店舗	店舗	656,870	3,000	増資資金及び 自己資金	平成18年10月	平成18年11月	15,114
51~100	平成20年8月期 その他50店舗	店舗	1,550,000	-	増資資金及び 自己資金及び 借入	-	-	29,700
合計			3,035,000	300,950				56,430

(注) 1. 投資予定金額には、敷金・保証金が含まれております。

2. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

3. 着手及び完了予定年月日の「着手」には、店舗建設又は改装工事の始期を記載しております。

4. 上記1~12については、平成18年10月30日現在、既に出店済であり、当該店舗の出店資金、出店準備及びこれに伴う経費と出店初期商品代金の未払金に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更
該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の調達資金を出店資金、出店準備及びこれに伴う経費と出店初期商品代金に充当することにより、売上高増加及び収益向上への寄与を見込んでおります。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、利益配分につきましては将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続していくことを基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記基本方針の成果及び今後の経営環境や業績動向等を総合的に勘案し、検討するものと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、今後積極的な事業拡大を図るため、有効投資してまいりたいと考えております。

(4) 過去3決算期間の配当状況

	平成16年8月期	平成17年8月期	平成18年8月期
1株当たり当期純利益	189.30円	172.02円	115.23円
1株当たり年間配当金	15.00円	20.00円	12.5円
実績配当性向	9.3%	11.6%	10.8%
株主資本当期純利益率	10.8%	9.3%	11.1%
株主資本配当率	1.0%	1.1%	1.2%

(注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本(期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。

3. 当社株式は平成18年7月1日をもって1株を2株に分割しております。

4. 平成18年8月期の数字は、未監査となっております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

過去のエクイティ・ファイナンスの状況

発行形態	発行日	発行株式数	発行価格
時価発行公募増資	平成16年8月6日	700,000株	3,200円
第三者割当増資	平成16年8月27日	100,000株	3,200円

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成16年8月期	平成17年8月期	平成18年8月期	平成19年8月期
始 値	3,600円	4,350円	2,520円 3,900円	3,760円
高 値	6,540円	4,550円	10,000円 4,000円	3,850円
安 値	3,410円	2,085円	2,520円 2,650円	2,860円
終 値	4,400円	2,520円	7,590円 3,850円	2,890円
株価収益率	23.2倍	14.6倍	33.4倍	-

(注) 1. 当社株券は平成16年8月6日付をもって日本証券業協会への登録銘柄として登録いたしました。よって、それ以前の株価については該当事項はありません。

2. 平成19年8月期の株価については、平成18年10月27日現在で表示しております。

3. 平成18年8月期の株価について、印は、平成18年7月1日付株式分割による権利落後の株価であります。

4. 株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益(平成18年8月期の数字は未監査)で除した数値であります。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。